

小平市廃棄物減量等推進審議会の諮問・答申・反映状況 一覧

平成24年9月現在

期数	諮問	答申	施策への反映状況
第1期	ごみの有料化について 平成5年7月24日	中間答申 平成6年3月19日 粗大ごみの有料化をすべき 粗大ごみの再利用、再使用化をすべき  最終答申 平成7年3月22日 粗大ごみの有料化を早期に実施すべき 事業系ごみの有料化を実施すべき 家庭系ごみの有料化について慎重な研究を重ねるべき	平成8年7月から粗大ごみ品目別に有料化実施 平成9年4月から粗大ごみ再生展示等施設「リプレこだいら」オープン  平成12年10月から事業系ごみ有料化実施
第2期	ごみ減量化に向けた収集体制の見直しについて 平成8年5月25日	答申 平成9年3月1日 1 資源回収を週1回から週2回にする。 2 可燃ごみ収集を週3回から週2回にする。 3 祝祭日の収集を実施する。	平成10年度から収集日の変更 可燃ごみ収集週2日、不燃ごみ収集週1日、資源収集週2日
第3期	21世紀に向けた小平市におけるごみ減量方策とリサイクルの推進について 平成9年7月19日	第1次答申 平成10年1月28日 「ごみゼロを目指したまちづくり基本計画」の位置づけ・理念等について 第2次答申 平成11年7月16日 (1) 生ごみのリサイクル 自家処理を基本としたリサイクルを推進し、合わせて広域的なりサイクルを検討する。 (2) 落ち葉のリサイクル 現在のリサイクルルート拡充と回収システムの整備を図る。 (3) 剪定樹木のリサイクル 民間活力を利用し、中間処理から利用方法まで、広域的なりサイクルを検討する。	平成10年3月「小平市ごみゼロプランを目指したまちづくり基本計画（ごみゼロプラン）」を策定  平成14年度から生ごみ一次処理物の収集再資源化事業を開始  平成20年度から落ち葉のリサイクル袋の貸し出しを開始  平成14年度から剪定枝のチップ化事業を開始
第4期	21世紀に向けた小平市におけるごみ減量方策とリサイクルの推進について ～家庭ごみ等の処理費用負担のあり方について～ 平成11年11月19日	答申 平成13年11月16日 1 市は、さまざまな施策を展開するとともに、行政、事業者及び市民等がそれぞれの役割分担のもとに相互に協力して取り組むよう働きかけ、ごみの減量及びリサイクルの推進を実施すべきである。 2 市は、市民のごみ・資源に対する意識の向上を促し、ごみの減量及びリサイクルを推進するため、市民に家庭ごみの処理費用の相応の負担を求めるべきである。 3 市は、市民に家庭ごみ処理費用の負担を求めるに当たっては、下記の点に留意するべきである。 ① 市民に理解の得られやすい制度とするとともに、市民の十分な合意を得たうえで実施すること。 ② 社会的経済的な事情を勘案した費用負担を図ること。 ③ 市民に費用負担を求めることによる消費及び廃棄の段階でのごみ減量・リサイクル推進を図るだけでなく、生産、流通、販売等それぞれの段階に応じたごみの減量及びリサイクル推進のための施策の実施を図ること。	本答申及び東京都市長会の提言を踏まえ、平成14年度のごみ処理基本計画の策定に当たっては、短期的な施策(しさく)の中で有料化を実施するものとし、実施手法の検討等を進めた。 その後は、廃棄物の減量が年々進んだこともあり、ごみの発生と排出の抑制のための一つの施策として、検討を続けている。
第5期	小平市におけるごみ減量方策とリサイクルの推進について ～小平市ごみ処理基本計画のあり方について～ 平成14年7月15日	前期答申 平成15年1月20日 1 本審議会は、別添「小平市ごみ処理基本計画(案)～循環型社会の実現を目指して～」の内容を、妥当なものとする。 2 市は、今後のごみ処理基本計画の策定や施策の推進に当たっては、以下の点に特に留意するべきである。 ① 循環型社会の形成推進を基本理念とし、従来の「リサイクル(再生利用)の推進」に加え、それに先立つ優先的な取り組み事項として「廃棄物の発生を抑制」し「再使用を促進」する。最終的にごみとして処理する場合には、適正な処理を確保すること。 ② 循環型社会の形成を共に推進していくため、市民、事業者、行政の三者がそれぞれに役割を分担し、協働することを目指し、市として積極的に施策を展開すること。	平成15年3月に「小平市ごみ処理基本計画」を策定

期数	諮問	答申	施策への反映状況
第5期	<p>ごみ減量と適正処理確保のための施策について 平成15年6月23日</p>	<p>後期答申 平成16年3月15日 ごみ減量と適正処理確保のための施策について</p> <p>1 市民、事業者、行政による廃棄物減量、再利用の促進に向けて</p> <p>(1) 環境配慮型の販売、消費を促進するため、市は、レジ袋削減、簡易包装化、再生品の販売等環境配慮型の小売店を認定し、広く市民にPRする「エコ・ショップ認定制度」を実施すること。</p> <p>(2) リユースの促進を図るため、フリーマーケット等について開催可能な場所、一般的なルールなどについて説明会や広報を行うほか、インターネットや自治会掲示板など様々な媒体を利用した不用品交換情報の提供を図るなど、不用品交換の活性化を図ること。</p> <p>(3) 小売店での資源物自主回収を促進するよう要請するとともに、市の拠点回収のありかたを見直すこと。</p> <p>(4) 集団回収の意義と実利を図るため、集団回収及び販売店回収が優先されるよう、行政回収との役割分担を含め、それぞれの適正に応じて総合的に見直すこと。</p> <p>(5) 生ごみの有機資源としての有効利用を更に促進するため、市内農家等との協働を図りながら、生ごみリサイクルの充実を研究、実施すること。</p> <p>(6) 本来はリサイクルショップ等を活用した民間での再使用が促進されるべきであるが、粗大ごみとして排出されることも多い。したがって、粗大ごみの中からの電化製品等の再使用可能な物の選別、修理、販売についても研究、実施すること。</p> <p>(7) 長期的にはリサイクルプラザの建設を前提としながら、建設が実現するまでの間にも市民、事業者、行政が協働できる場所の提供を図ること。</p> <p>2 適性な排出、収集に向けてステーション収集の長所も考慮しながら、戸別収集への移行を基調として、資源物のカゴ収集も含めた具体的な検討を進めること。</p> <p>(1) 集合住宅の所有者、管理者等が排出について一定の責任を負うべきことを条例化し、所有者及び管理者に対する分別説明会を開催する等、その責任の徹底を求めること。</p>	<p>平成18年度から、生ごみたい肥の有効性・安全性を検証するために、農協と協定を締結し、小平市の試験圃場で生ごみたい肥を使用した実験栽培を開始。</p>
第6期	<p>廃棄物減量に向けた意識向上のための施策について 平成16年8月2日</p>	<p>前期答申 平成17年4月6日</p> <p>1 廃棄物減量に向けた意識向上のための施策として、「市報こだいら」及び「ごみらいふ」の更なる活用が必要である。パンフレット等は配布対象を考慮するなど、効果的な配布をすべきである。</p> <p>なお、既存の概念にとらわれることなく、新たな広報媒体の開拓等により多くの市民に意識啓発が行き届くような施策も検討すべきである。</p> <p>2 廃棄物減量に向けた意識向上のための施策として、参加型・体験型のイベント及びフェスティバルを実施すべきである。また、イベント及びフェスティバルは、「廃棄物減量」の重要性を意識し行動に移してもらい啓発の場とすべきである。</p> <p>3 廃棄物減量に向けた意識向上のための施策として、環境学習情報の統合的な把握と提供ができるよう、体制を構築することが必要である。また、幼少時から環境学習ができるような取組みを検討すべきであり、あわせて視覚的な環境学習資料の充実が必要である。</p>	<p>平成17年4月に「分別をよりわかりやすく」を作成 外国語版「ごみと資源の出し方」パンフレット作成 小学生向け「ごみの減量にご協力を」パンフレット作成 分別パネルの作成と展示 ごみ減量推進実行委員会による「生ごみたい肥化講習会」「廃油から作るせっけん講習会」「廃傘から作るマイバッグ講習会」「ごみゼロフリーマーケット」や「エコフェスティバル」の実施と「広報誌ごみらいふ」の作成と全戸配布 廃棄物減量等推進員（クリーンメイト）と協働して平成19年6月から「不法投棄監視ウィーク」や平成19年7月から「マイバッグキャンペーン」を実施 自治会や各団体を対象にごみ分別説明会を実施 リサイクルセンター見学やペットボトルの選別作業体験学習の実施 保育園に剪定枝チップで育ったカブト虫を配布</p>
第6期	<p>不燃ごみの排出抑制及び処理量の削減について 平成17年7月26日</p>	<p>後期答申 平成18年3月28日</p> <p>1 不燃ごみの処理量の削減のため、分別を更に進めるべきである。</p> <p>2 不燃ごみの排出抑制のため、不燃物の再資源化を検討すべきである。</p> <p>3 不燃ごみの排出抑制及び処理量の削減のため、ごみの総量を減らす施策を継続して検討すべきである。</p>	<p>平成21年10月から、ペットボトルのキャップ、カップめんなどのプラスチック製容器を資源として収集開始</p>

期数	諮問	答申	施策への反映状況
第7期	<p>小平市ごみ処理基本計画の見直しについて 平成18年6月29日</p>	<p>答申 平成20年1月23日</p> <p>市は今後のごみ処理基本計画の策定や施策の推進にあたっては、廃棄物の排出を抑制させる施策を積極的に進めるべきであり、廃棄物の適正な処理の維持・向上に努めるべきである。</p> <p>(1) 計画目標数値の設定</p> <p>(2) 現計画の施策を基本として、今後5年間で各施策の推進に努めるとともに、その評価を行うこと。</p> <p>(3) これまでの課題を整理し、その対応する方策を図ること。</p> <p>(4) 循環型社会の形成推進</p> <p>① 市と市民・事業者による協働を目指し、施策の展開を推進すること。</p> <p>② 発生抑制の具体化を図ること。</p> <p>③ 循環型社会の形成を見据えた取組を進めること。</p> <p>④ 自主的な取り組みの育成と協働の輪の拡大を図ること。</p> <p>⑤ 環境に配慮した社会の実現を推進すること。</p> <p>⑥ 衛生組合及び組織市の連携の強化を図ること。</p> <p>(5) 廃棄物の減量に向けて</p> <p>① 廃棄物の発生抑制（リデュース）に努めること。</p> <p>② 再使用（リユース）の促進を図ること。</p> <p>③ 再生利用（リサイクル）の推進を図ること。</p> <p>(6) 情報提供・指導の充実</p> <p>① 積極的な広報活動を推進すること。</p> <p>② 説明会の充実を図ること。</p> <p>③ ごみコミュニティーの充実を図ること。</p> <p>④ 排出時の指導の充実を図ること。</p> <p>⑤ 環境学習プログラムの提供の拡大を図ること。</p> <p>⑥ 市民・事業者との連携を推進すること。</p> <p>(7) 計画推進体制</p> <p>① 市役所の体制強化と連携を図ること。</p> <p>② 情報公開を進めること。</p> <p>③ 衛生組合及び組織市との連携を図ること。</p> <p>④ 民間委託を推進すること。</p> <p>⑤ 市民参加の推進を図ること。</p> <p>⑥ コスト管理に努めること。</p>	<p>平成20年3月に「小平市ごみ処理基本計画（改訂版）」を策定</p> <p>平成20年度から落ち葉のリサイクル袋の貸し出しを開始</p> <p>平成21年10月からシュレッダー紙類やペットボトルのキャップなどを資源として収集開始</p> <p>平成22年7月から食物資源循環モデル事業を開始</p>

期数	諮問	答申	施策への反映状況
第8期	<p>「小平市ごみ処理施策の情報提供について」 平成20年6月17日</p>	<p>答申 平成22年3月</p> <p>(1) ごみ施策の情報とは①ごみ行政、施策、実績、②ごみの出し方、分別方法、注意事項、なぜごみ減量なのか、③イベントのお知らせ、啓発活動等</p> <p>(2) 情報提供の対象者は①市民個人、②団体の代表者、③自治会、町会、青少年対策地区委員会(青少対)、資源回収団体、高齢クラブなど市民団体、④商工会、商店会など各種業界団体、⑤学校等</p> <p>(3) 情報伝達方法として活用すること</p> <p>①市報など定期刊行印刷物及びその特集号</p> <p>②リーフレット、パンフレット等、見出し程度しか読まないことを想定した簡単なものから学習教材になるようなデータを示した解説的なものまで、いろいろなものが考えられ、場合によっては市民参加で内容を作り上げて良い</p> <p>③ホームページ</p> <p>④説明集会、学習会、見学会等、人と人との対話を大切にする集会</p> <p>⑤分別の方法やごみ減量の目標などを市役所のロビーなどに常設展示、イベント会場等で展示</p> <p>⑥のぼり旗、横断幕、垂れ幕、公用車へのマスクやラッピングでスローガンや催事の宣伝</p> <p>⑦戸別訪問により、情報の届かない人にごみの出し方や分別の説明</p> <p>⑧活動等がテレビに取り上げられることは宣伝効果が大きい</p> <p>⑨街頭宣伝も場合により効果的</p> <p>⑩転入者への直接説明</p> <p>⑪不動産業者を通しての入居者への説明</p>	<p>市報、ホームページ、パンフレット、イベント、説明会で情報提供を実施 アパート管理会社にパンフレットを配布</p> <p>平成22年度からパッカー車への掲示用マスクを作成し着用を開始</p>

期数	諮問	答申	施策への反映状況
第9期	小平市ごみ処理基本計画策定に係る基本的事項について 平成22年7月9日	<p>答申 平成24年5月</p> <p>1 基本計画策定に当たっての基本方針 ごみ減量を行うためにはごみの発生抑制が基本であり、発生抑制のためには市民の学習や啓発活動によって市民生活の見直しを図ることが必要である。 このため、基本計画策定に当たっては、市民の学習、啓発活動の推進を基本としてあらゆる施策を展開することが必要である。例えば、集団回収事業、クリーンメイトの活動、イベント事業、拠点回収など市民が直接参加する活動についてマンネリ化や停滞を招かないように事業の見直しや啓発活動の強化が必要である。</p> <p>2 施策展開の方向性</p> <p>(1) 食物資源（生ごみ）の資源化について 現在行われているモデル地区での資源化事業を市内全域に拡大し、事業でできた堆肥は市内の農家や市民菜園で使用するなどの実践が必要である。 また、事業の検証、事業コストの抑制やメタンガス化等の方法による資源化の検討をすることも必要である。</p> <p>(2) 焼却施設の建て替えについて 人口の動向とごみ減量施策の充実によるごみの減少状況から考えて、今後建て替える焼却施設については、現在より小規模の施設で対応が可能であると考えられる。 さらに新たな施設は発電等の熱利用の設備を設け、環境へ十分配慮した施設とすべきであり、排出ガス、排水、焼却灰等のダイオキシン類、放射線の計測データの常時公表なども行うべきである。 また、安心して施設見学できるような施設とすべきである。 建て替えに当たっては、何事も市民の理解の基に進めるべきであり、建替え工程ごとに市民の理解を得る必要がある。</p> <p>(3) ごみ収集有料化について ごみ収集有料化に向けての取り組みについては、市民が検討の進み具合が逐次わかるように工夫し、市民にわかりやすく公表すべきである。有料化によるごみ減量効果や他の施策の推進への影響も検討すべきである。</p> <p>(4) 数値目標について 発生抑制、資源化、最終処分量の数値目標については、今後も引き続き高い目標を掲げ、実現に向けてあらゆる施策に取り組むべきである。 なお、リサイクル率については現在の数値目標を達成していないので、目標達成に向け検討を進め、新たな施策を展開すべきである。</p> <p>(5) 国や業界等との協力について 市民によるごみの発生抑制への取り組みに併せて、拡大生産者責任に基づく製造業者、販売業者によるごみの発生抑制への取り組みが重要であり、国への要請や業界の協力を得る体制作りを検討する必要がある。</p>	平成24年7月から食物資源循環モデル事業を市内全域に拡大